

長良川河口堰 PT 報告書 原案

目次

はじめに

1 公開ヒアリング

- 1-1 公開ヒアリングで述べられた意見の要約
- 1-2 公開ヒアリングで陳述された意見の PT における受け止め方

2 長良川河口堰に係る専門的知見の集約・整理

- 2-1 専門委員会報告の受領
- 2-2 専門委員会報告における論点整理について
- 2-3 国との合同会議による更なる専門的知見の収集と整理

3 長良川河口堰の最適な運用に関する知事への提言

- (1) 合同会議の設置
- (2) 開門調査と長期的開門
- (3) 関係者の理解・合意と愛知県の率直的行動

参考：長良川河口堰関係専門家の会議・委員会名簿

長良川河口堰検証 PT 報告書（原案）

はじめに

愛知県名古屋市では、2010年（平成22年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、COP10では2050年までに人類が自然と共生する世界を実現するための目標と概ね2020年までに実現する戦略目標を定める「愛知ターゲット」を採択し、あわせて2011年から2020年までを「国連生物多様性の10年」とする決議を採択した。愛知ターゲットの戦略目標Bは、「生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する」というものであり、長良川河口堰は、1995年（平成7年）に河口堰の扉が閉じられてから、建設前から危惧されていたように長良川の汽水域・感潮域における生物多様性の減少や生態系の変化が指摘されていた。

2011年（平成23年）2月6日に行われた愛知県知事選挙及び名古屋市長選挙で当選した大村秀章知事及び河村たかし市長は、選挙時の共同マニフェストに「10大環境政策で環境首都アイチ・ナゴヤを」として、COP10の成果を引き継ぐこととともに、「長良川河口堰の開門調査」を掲げた。この共同マニフェストの実現に関して、大村知事は6月8日、長良川河口堰検証プロジェクトチーム（以下「PT」という）を設け、愛知県政策顧問1人、地元の大学関係者の中から、国土交通省や水資源機構の仕事をされてこられた方を2人、そうではないが長良川河口堰の調査をされてこられた方及び流域管理について学識のある方の2人、計5人をPT委員に委嘱した。この報告書は、愛知県知事が委嘱した長良川河口堰検討プロジェクトチームの報告書である。

PTの運営は、自律的に委員の合議で決定し、公開を旨とし、住民意見を可能な限り聴取するよう心がけた。また、本報告書も、公開ヒアリングの結果及び専門委員会報告を踏まえて、PTとしての最適な長良川河口堰の運用の在り方について、事務局が案を作成するのではなくPT委員自らが案を執筆し、審議の上報告書を取りまとめたものである。

なお、この報告書は、専門家の専門的な用語ではなく、できるだけ県民・市民が理解しやすい言葉を用いて、PT委員が自ら書いたものである。県民・市民その他の人々に説明する責任も、PTにある。

長良川河口堰検証プロジェクトチーム設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、広く関係者からの意見を聞くとともに、専門的見地からの知見の集約を行うため、長良川河口堰検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

PT 開催状況

	日時	場所
第 1 回	2011 年 6 月 8 日 15:00~15:50 ○専門委員の人選等について	議事堂 5 階 大会 議室
第 2 回	2011 年 6 月 23 日 17:25~18:10 ○プロジェクトチームの進め方について ○専門委員の人選・スケジュール等について	KKR ホテル名古屋 3 階 蘭の間
第 3 回	2011 年 7 月 14 日 17:20~17:45 ○ヒアリングの中間とりまとめについて	東大手庁舎 4 階 409 会議室
第 4 回	2011 年 8 月 2 日 12:30~13:10 ○ヒアリングの中間とりまとめについて ○専門委員会への助言について	三の丸庁舎 8 階 大会議室
第 5 回	2011 年 8 月 31 日 9:30~10:30 ○ヒアリングの中間とりまとめについて	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第 6 回	2011 年 11 月 21 日 15:30~17:45 ○専門委員会報告について ○PT 報告書について	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第 7 回	2011 年 12 月 15 日 15:00~17:00 ○PT 報告書原案について	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第 8 回	2011 年 12 月 27 日 10:00~12:00 ○議題:	三の丸庁舎 8 階 大会議室

公開ヒアリング開催状況

	日時	場所
第 1 回	2011 年 6 月 8 日 16:00~17:00 ○大村愛知県知事、河村名古屋市長のあいさつ 竹村公太郎氏、田中豊穂氏、富樫幸一氏	議事堂 5 階 大会 議室
第 2 回	2011 年 6 月 23 日 15:30~17:15 秋田清音氏、大橋亮一氏、神谷明彦氏、平野久克氏	KKR ホテル名古屋 3 階 蘭の間
第 3 回	2011 年 7 月 14 日 15:00~17:20 宮本博司氏、鷺谷いづみ氏、安立敏行氏、高木不折氏	東大手庁舎 4 階 409 会議室

委員名簿

小島 敏郎（座長）	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
蔵治 光一郎	東京大学生態水文学研究所長・准教授
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
松尾 直規	中部大学工学部長
村上 哲生	名古屋女子大学家政学部教授

1 公開ヒアリング

1-1 公開ヒアリングで述べられた意見の要約

ここでは、公開ヒアリングで述べられた意見の要約を記述しているが、公開ヒアリングで述べられた意見の全文は議事録に掲載されており、また、提出された資料についても、愛知県のホームページによって確認することができる。

1) 竹村公太郎氏

- 濃尾平野は、洪水氾濫区域に人口・資産を集積し、ゼロメートル地帯を有する広域地盤沈下地帯という特徴を持っているため、木曾三川は宅地よりも高いところを流れている。この地域の洪水を1cmでも10cmでも下げることが治水の原則である。また、浚渫に伴う塩害を防止することが基本的な考え方である。
- 長良川の流域、河川等の特性を踏まえると、治水のためには大規模浚渫と潮止堰である長良川河口堰が必要である。
- 水余りだと言われているが、行政は、10年に1回の渇水に対応するための危機管理を行っているのであり、利水のために海水と真水を分離する長良川河口堰が必要である。
- 河口堰は、操作実績を重ねるとともに、流域関係者との合意形成を尊重しながら、より良い管理運用を行っていくべきである。
- 河口堰建設当時のゲートの動作確認の際に、堰上流に塩水が侵入したままゲートを下げたことにより、堰上流の溶存酸素量(DO)が著しく低下した。堰上流に塩水が侵入することは、単に取水障害が発生するだけでなく、堰運用後に安定した堰下流の生産性が高く、生態系豊かな環境に影響を与えることでもある。

2) 田中豊穂氏

- 河口堰により汽水感潮域が分断、減少し、堰下流では細粒分の堆積、底層酸素濃度の低下、シジミの激減など、堰上流では藻類の増加、ヨシ原の減少、ヤマトシジミの消滅など、魚類の遡上や降下の障害などの現象が発生している。
- 長良川は、有機汚濁が比較的進んでいる最下流部で取水しているので、かなり愚策の水利用形態を取っている。有機物濃度が高い水道原水の取水は健康上も問題がある。
- 川はそれぞれ本来の特性を持っているため、長期に渡って確実に利用できるように、川の個性(環境)を尊重した水利用について、長い視点で考えて欲しい。

3) 富樫幸一氏

- 20年くらいずっと水があまっている、だから河口堰や徳山ダム、導水路はいらないん

じゃないかと議論してきた立場から説明する。

- 需要予測は過大であり計画した以上に水は余っていること、節水型機器等による節水が進んでいること、農水からの転用や維持流量の切り下げ等による渇水対応は可能であること等から、長良川から取水する必要はないため、河口堰のゲートを開けることはできる。
- どうしても長良川から取水するのであれば、利根川や芦田川の河口堰と同様に塩分濃度のコントロールを行えば良い。

4) 秋田清音氏

- 堰下流の漁協は、岐阜県の水害防止、あるいは愛知県の水利用の公益のためにやむなく建設に同意し、河口堰があることを前提とした中で漁業をどのように振興させていくのか、先祖から預かった大事な物を孫や曾孫の代まで残すにはどうしたら良いのか考えてきた。
- 今回の検証において、愛知県民、名古屋市民の費用負担の利益不利益によって判断するのであれば、建設当時の公益とは何なのか。
- 漁協は、これまでの深い挫折感の中で、岐阜県の水害防止、あるいは愛知県の水利用の公益にあたることを心の慰めとしてきた。
- 公益では無いとするのであれば、生きとし生けるもののゆりかごであった浚渫された2千数百万立方メートルの砂を川に戻してほしい。

5) 大橋亮一氏

- 長良川の漁師として60年間、長良川とともにやってきた漁師の立場として説明する。
- 河口堰運用開始後、水が流れないため汚い川になった。
- 河口堰の運用に伴う石や垢等の川底の変化により、アユは通過するだけで35km下流にはアユは生息しなくなった。河口堰により水が流れなくなったため、産卵場所が10km上流に上がり、稚アユの降下にも影響がある。
- サツキマスの漁師もいなくなり、漁獲量も減少している。
- 昔の長良川に戻って欲しい。

6) 平野久克氏

- 長良川河口堰の地元、長島町の前町長として、河口堰と縁が深い地域代表の立場から説明する。
- 長島町は、塩害でずっと先人から今日に至るまで苦勞して塩害対策を実施してきた。もし河口堰のゲートを上げたら、塩水が上流に侵入し、塩害とは無縁で塩害対策を行っていない高須輪中では塩害被害が発生する恐れがある。
- 木曾川と長良川に挟まれた長島町は、伊勢湾台風等により甚大な被害を被ったが、河口

堰が完成し浚渫されたことにより、治水安全度が増し安全で安心して生活できるようになった。

- 河口堰については、様々な賛否両論があったが、今、河口堰事業と浚渫をしてもらい、地元としては大変良かったと思っている。

7) 神谷明彦氏

- 長良川河口堰から水道用水が供給されるようになり、水源の問題を議会等で発言している東浦町会議員の立場として説明する。
- 水質については、問題がある、ただちに害があるというレベルでは無いが、木曾川よりも長良川の方が相対的により汚い。知多浄水場の入り口までは、実際に木曾川と長良川の水がきているとともに、緊急時には切り替えが可能となっている。
- よりきれいな木曾川の水を上水道に供給し、産業、農業、工業に使う水は長良川の水で良いので、知多浄水場で長良川からの水道用水と木曾川からの工業用水を交換して欲しい。

8) 宮本博司氏

- 現場を見て実感し、そこで起きている事象、事実を素直に受け止め、それらの情報を共有して議論を進めることが肝要。思い込みだけでは議論にならない。
- 建設当時に予測したことを検証することが必要である。塩害を除けば検証は可能である。
- 堰開放に伴う塩害の予測、河川環境の悪化の程度は、PT で議論する大きなポイントの一つである。
- 賛成、反対の立場を捨てて、堰と流域を客観的に見て議論を進めるべきである。

9) 鷲谷いづみ氏

- 生物多様性の視点から、河口堰を考えるのが一つのポイントである。
- 河川横断構造物は、一般に連続性を阻害し、各種生態系の生物多様性に影響する。
- 長良川の場合、回遊魚の割合をみると、堰が連続性を阻害していると考えられる。

10) 安立敏行氏

- 高須輪中の歴史と農業の観点から、治水と塩害に関して意見陳述する。
- 浚渫の実施で、洪水時の水位が下がり、住民は安心できている。
- 海津町、平田町では、農業用水を長良川から76%取水しており、それに塩水が混じれば被害は甚大である。

11) 高木不折氏

- 長良川における治水手段は、流水断面積を拡げ水位を下げることであり、大規模改修を

- 必要とする拡幅に対し、効果の発現が早い浚渫が選択されたことは妥当である。
- 浚渫に伴う塩害防止のために堰が建設されたことも妥当である。
 - 堰を開門した場合、地下水の塩水化が起きる可能性があり、その影響把握は難題である。

1-2 公開ヒアリングで陳述された意見の PT における受け止め方

※（検討資料 1）での議論を踏まえて、整理する。

※（参考）2011 年 11 月 21 日長良川河口堰検証 PT 報告書の要素について（討議資料）より、
2-2 公開ヒアリングの結果をどうするか。

- ヒアリングの中間とりまとめを行った。
- 専門委員会報告を受領した時点で、改めて、PT 報告書に盛り込むこととする。
- 公開ヒアリングで述べられた意見の概要を記述する。その上で、PT 委員の受け止め方を記述する。

○その受け止め方の記述をどうするか

（検討案）

A 案：公開ヒアリングで述べられた意見は、専門委員会報告をも踏まえた、PT の知事への提言の中でこなす。

※PT の知事への提言の中に、公開ヒアリングの要素を盛り込む作業を行う。

B 案：専門委員会でのパブコメへの意見に対する回答のように、PT としての見解を議論して、掲載する。

※ヒアリングの意見の内容を項目別に整理する作業、その項目ごとに PT 委員が文章で回答を書いて PT に提出し、その回答案を PT で議論する。

C 案：その他

2 長良川河口堰に係る専門的知見の集約・整理

※この項の原案の記述は、専門委員会報告の個々の内容に立ち至って審議をしないという前提で記述している。

※しかしながら、(検討資料2)に示されているように「専門委員会報告」の個々の内容に立ち至って審議する場合は、それぞれの論点に関する審議を、専門委員をリソースパーソンとして招き、必要に応があれば更なる専門家を加えて審議した後、整理する。

※(参考)2011年11月21日長良川河口堰検証PT報告書の要素について(討議資料)より、
2-1 専門委員会報告の扱いをどうするか。

(検討案)

A案:専門的知見の集約及び整理については、専門委員会の検討作業を多とし、その報告を尊重し、専門委員会報告をもってPTの「専門的知見の集約及び整理」報告とする。

※専門委員会報告に内容については専門委員が説明責任を有する。

※PT委員は、専門委員会で審議が行われたことを尊重して、これをPTの報告書とすることについて、了承する。

B案:PTで、専門委員会報告の内容を議論し、PTとして別途「専門的知見の集約及び整理」を行う。

※専門委員会報告を受けて審議し、別途取りまとめる「専門的知見の集約及び整理」に対して、PT委員は説明責任を有する。

※専門委員会報告について科学的見地から異論がある事項については、専門委員会委員をPTに招いて審議する。専門委員会報告については、専門委員に説明責任があり、説明を聞かずして審議することはフェアではない。

C案:その他

2-1 専門委員会報告の受領

長良川河口堰に係る専門的知見の集約及び整理については、専門委員会での審議が行われ、11月21日第6回PTの場で、今本専門委員会共同座長の説明を受けた。PTとしては、専門委員会が取りまとめた専門的知見の集約及び整理について、その内容に立ち入って審議することはせず、専門委員会としての報告を受領した。

2-2 専門委員会報告における論点整理について

長良川河口堰に関する専門的知見の集約及び整理に関する論点は、専門委員会での審議によって明らかになった。

それらは、①長良川河口堰開門による環境改善効果、②河口堰建設を必要とした長良川の浚渫による治水効果、③河口堰建設による塩水遡上の阻止効果と実際の被害への防止対策、④長良川河口堰から取水している水の代替措置、⑤長良川河口堰の水が16%しか使用されていない現実に対する利水効果の判断と公営企業会計の健全性などである。

2-3 国との合同会議による更なる専門的知見の収集と整理

1) 専門委員会と国の専門家の委員会との合同会議の提案

専門委員会報告は、上記の論点についての知見の集約及び整理を行っている。しかしながら、専門委員会の作業を多としつつ、他方で、国が設置する専門家の会議での議論との間に乖離があることも現実である。

そこで、PTとしては、専門的知見の集約及び整理に関する次のステップとして、専門委員会と国の専門家の会議との合同会議を開催し、更に専門的知見を深めることを提案する。

2) 長良川河口堰の開門調査と弾力的運用

長良川河口堰の開門調査は、長良川河口堰の更なる運用につながる可能性もあり、更に、専門委員会で述べられているように長良川河口堰の長期的開放につながる可能性もある。しかしながら、国の長良川河口堰の更なる弾力的運用は、塩水が遡上する可能性を一切排除した運用方法を模索するものであり、堰を一定の条件で開放して調査する開門調査とは大きなギャップがある。

したがって、合同会議を設置して、専門的な議論を行う場合には、現行の河口堰の弾力的運用から更なる弾力的運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に乗せて審議することが必要である。

また、市民・県民更には国民に開かれた議論をするには、全面公開で審議を行うことが望ましい。既に、経済産業省でのエネルギー関係の基本問題を審議する調査会では、ニコ

ニコ動画が同時的に中継をするという試みが実現している。さらに、一般の方々からの意見を受け付けて専門家の議論に生かしていくことが望ましい。

3) 合同会議の国側のカウンターパート

合同会議における専門委員会のカウンターパートとしては、国の「長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会」が考えられる。しかし、この部会は、長良川河口堰を開門して塩水が遡上することを前提として議論する場ではないため、そもそも設置趣旨が異なることから、議題に長良川河口堰の開門調査を含めて議論する場を設定することが必要となる。

このほか、既存の専門家会合としては、「中部地方ダム等フォローアップ委員会」が考えられるが、国が専門委員会との合同会議に応じる場合には、既存の委員会や部会を基礎にしつつ新たなメンバー選定を行うことも選択肢としてありうる。この場合、専門委員会としても、そのメンバーを基礎としつつ、新たなメンバーの追加・選定を行って、専門的議論を深めることも選択肢である。

合同委員会の設置は、愛知県当局及び国（国土交通省）の判断が必要になるが、PT としては、合同会議を設置して、更なる専門的知見の集約及び整理の深化を図ることを提言する。

3 長良川河口堰の最適な運用に関する知事への提言

(1) 合同会議の設置

長良川河口堰の最適な運用には、長良川河口堰の弾力的運用から開門調査、さらに、河口堰の全面開放までのあらゆるオプションがある。専門委員会報告は、長良川河口堰の開門調査の効果、及び開門調査を行うに当たっての条件を取りまとめている。これについては、専門委員会の取りまとめ作業を多としつつ、国の専門的検討のための委員会との合同会議を設置して、専門家集団による科学的・合理的検証を更に進化することを提言する。

将来的には、当該委員会だけでなく河川管理者や岐阜・三重県に対して、開門調査の準備のための委員会設置を呼びかけ、仲介の労を取ることが求められる。委員会は、公開性、独立性、中立性、及び高い専門性の議論が保障されるものとしなければならない。

また、愛知県は、開門調査委員会の運営等および予備的調査等のため、河口堰検証プロジェクトを所掌する新組織を県庁内に立ち上げ、専門性と熱意のある職員を配置し、予算を措置することが求められる。

(2) 開門調査と長期的開門

本委員会の環境復元目標は、河口堰運用前の汽水域・感潮域の復活である。河川管理者の所謂「弾力的な運用」は、河口堰の機能を維持し、塩水侵入を前提としない運用方法の低減であり、堰上流部の塩分環境は変化しない。ゲート操作により、堰上流部の植物プランクトンの発生や、貧酸素状態の軽減はある程度期待できるものの、大型の動植物相の復元は難しい。

開門調査は、長良川河口堰の長期的な開門とは、前提と合意形成の過程を異にする、新たな段階へと進む提案である。長期的な河口堰の開門には、数値モデルによる予測や既存の事例の解析だけではなく、開門による影響を直接観測するための「開門調査」が必要である。

1) 利水上の支障及び塩害を生じないようにすること

河口堰の開放は、長良導水、及び北伊勢工業用水の代替水源の確保が前提である。域内の全ての水利用が再検査され、調整されるべきである。長良川河口堰が運用を開始してから16年が経過し、その事実の上に、新たな関係が作られており、長良川の開門調査により利水上の支障及び塩害が生じるのではないかという懸念があることを踏まえ、関係者の理解が得られて長良川河口堰の開門調査を行う場合にあっては、堰の運用による環境改善効果を把握しつつ、河口堰の運用によって利水上の支障や塩害が生じないようにすること。

2) 様々な条件の下で効果を確認しつつ柔軟に調査するように企画すること

長期的な堰の開放は、開門調査の結果によって検討する事項であること。長期的な開門以前に、支障を使用時させないで環境改善することが可能かどうか、様々な条件下での「開門調査」が必要となること。

長良川河口堰の開門調査を行う場合にあっては、開門のタイミング等を図るなど柔軟な開門操作を行い、環境改善効果を確認しつつ、及び利水上の支障や塩害が生じないことを確認しつつ、行うこと。

(3) 関係者の理解・合意と愛知県の率先的行動

1) 関係者の理解・合意

長良川河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者が存在することから、これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得ること。また、愛知県民のみならず関係する三重県民、岐阜県民、更に有識者からも広く意見を求めること。

合意が得られれば、関係者からなる「開門調査」に関する協議機関を設け、及び、開門調査の調査項目並びに方法を審議する専門家からなる委員会を設置することが適切であること。これらの会議は全面公開し、関係者の自由な参加を促すものであること。

2) 愛知県の率先的行動を実施すること

愛知県が愛知県内で実施可能な①知多半島の水道水源の切り替え、②福原輪中の調査、③水需給の見直しと工業水道・上水道企業会計適正化の検討、④節水努力の呼びかけ、⑤愛知県内の農業用水の取水実態の調査を率先して行うことは、愛知県の積極的な姿勢を示し、関係者の理解を得る上で有効であること。

また、知多半島の水道水源の切り替えによる河口堰からの取水費用負担の削減、水需給の見直しと公営企業会計の適正化の検討は、それ単独でも行政のサービス向上及び行政の適正化の観点からも必要な事項であること。

(参考)

長良川河口堰関係専門家の会議・委員会名簿

2011年11月現在

1 長良川河口堰専門委員会（愛知県）

小島 敏郎（座長）	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
今本 博健（座長）	京都大学名誉教授
伊藤 達也	法政大学文学部教授
粕谷 志郎	岐阜大学地域科学部教授
木本 凱夫	元三重大学生物資源学部助教授 (注) 第10回専門委員会まで参加、平成23年10月7日辞任。 専門委員会報告の採択には加わっていない。
蔵治 光一郎	東京大学生態水文学研究所長・准教授
藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター長 (注) 第9回専門委員会まで参加、平成23年9月30日辞任。 専門委員会報告の採択には加わっていない。
村上 哲生	名古屋女子大学家政学部教授

オブザーバー

辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
松尾 直規	中部大学工学部長

2 長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング委員会

氏名	専門分野	所属
石田 典子	浮遊生物	名古屋女子大学 文学部 教授
関口 秀夫	底生動物 河川環境	三重大学 大学院生物資源学研究科 名誉教授・招へい教授
辻本 哲郎	河川 移動河床	名古屋大学 大学院工学研究科 教授
藤田 裕一郎	河川水理	岐阜大学 流域圏科学研究センター 教授
松尾 直規（部会長）	河川水質・底質	中部大学 工学部 都市建設工学科 教授

(五十音順)

3 中部地方ダム等フォローアップ委員会名簿

	氏 名	所 属
委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
委員	石田 典子	名古屋女子大学教授
〃	沖野 外輝夫	信州大学名誉教授
〃	奥野 信宏	中京大学教授
〃	駒田 格知	名古屋女子大学教授
〃	西條 好迪	岐阜大学准教授
〃	杉戸 大作	(財)廃棄物研究財団理事長
〃	辻本 哲郎	名古屋大学大学院教授
〃	中村 浩志	信州大学教授
〃	長谷川 明子	ビオトープを考える会会長
〃	松尾 直規	中部大学教授

3 木曾川水系流域委員会名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授	河 川
副委員長	松尾 直規	中部大学工学部教授	環境水理
委員	大野 睦彦	(社)中部経済連合会常務理事	経 済
	岡山 朋子	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
	小出 宣昭	中日新聞社常務取締役	マスコミ
	小尻 利治	京都大学防災研究所教授	水 資 源
	重網 伯明	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員 (NPO 法人シルバー総合研究所理事)	評 価
	関口 秀夫	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
	寺本 和子	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
	平野 久克	NPO 法人木曾三川環境保全機構理事長	環 境
	藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河 川
	光岡 史郎	(財)愛知・豊川用水振興協会理事長	農 水
	宮池 克人	中部電力㈱常務取締役	経 済
	三宅 雅子	日本ペンクラブ会員、中部ペンクラブ参与	作 家
	寄藤 昂	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地 理

(敬称略 五十音順)

4 国土審議会水資源開発分科会

木曾川部会

委員	虫 明 功 臣	福島大学理工学群 教授
特別委員	池 淵 周 一	京都大学 名誉教授
特別委員	村 岡 浩 爾	(財)日本地下水理化学研究所 理事長
特別委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部 教授
専門委員	入江 登志男	(財)給水工事技術振興財団 専務理事
専門委員	荏開津 喜生	元 岐阜新聞論説委員
専門委員	木 本 凱 夫	三重大学生物資源学部 助教授
専門委員	田 上 光 大	元 愛知学泉大学コミュニティ政策学部教授
専門委員	花 木 啓 祐	東京大学大学院工学系研究科 教授
専門委員	真 木 浩 之	清水建設(株) 執行役員
専門委員	山 内 彪	(株)間組 特別顧問

5 社会資本整備審議会河川部会名簿

木曾川部会

委 員	沖 大幹	東京大学生産技術研究所教授
特別委員	清水 義彦	群馬大学大学院工学研究科教授
特別委員	田中 正	筑波大学シニア・アドバイザー(筑波大学名誉教授)
特別委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授
専門委員	荏開津 喜生	元岐阜新聞論説委員
専門委員	木本 凱夫	元三重大学生物資源学部助教授
専門委員	富永 晃宏	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
専門委員	花木 啓祐	東京大学大学院工学系研究科教授
専門委員	三輪 彰一	元(財)愛知水と緑の公社理事